

平成27年度 第11回教育研究評議会議事要録

日 時 平成28年3月9日（水）14：00～16：50
場 所 事務局第1会議室
出席者 三村学長，伏見理事，尾崎理事，袖山理事，米倉副学長，太田副学長，
佐川人文学部長，生越教育学部長，折山理学部長，馬場工学部長，久留
主農学部長，佐藤大学教育センター長，高橋図書館長，澁谷評議員，斎
藤評議員，荒川評議員，小野寺評議員，田内評議員，吉田評議員，伊藤
評議員，中石評議員，新田評議員

欠席者 増澤評議員

陪席者 増子監事，馬場監事，影山理事，木村学長特別補佐，鈴木学長特別補佐，
内田学長特別補佐，森学長特別補佐，原口学長特別補佐，大塚執行部ス
タッフ，総務部長，財務部長，学務部長，学術企画部長，総務課長，人
事課長，労務課長，監査室長，大学戦略・IR室副室長，地方創生推進
室・広報室副室長，財務課長，学務課長，企画課長，各学部事務長

議 題

審議事項

- 1 平成28年度国立大学法人茨城大学年度計画について
- 2 全学教育機構等の設置について
- 3 全学教育機構等設置に係る規則の制定について
- 4 茨城大学における他大学又は短期大学における授業科目の履修，大学以外の
教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等認定に関する規程の一部
改正について
- 5 茨城大学の教育活動における熱中症対策について
- 6 茨城大学基金の創設について
- 7 茨城大学と茨城町との連携協定について
- 8 教員の休職について
- 9 茨城大学人文学部、教育学部、理学部規程の一部改正について
- 10 茨城大学大学院理工学研究科規程の一部改正について
- 11 茨城大学における教養科目に係る履修規程の一部改正について
- 12 茨城大学学生共通規程の一部改正について
- 13 茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則の一部改正について
- 14 国立大学法人茨城大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応規程の制定について
- 15 平成28年度執行部体制について
- 16 経営協議会委員について
- 17 その他

報告事項

- 1 最近の文科省折衝について
- 2 ファクトブック2015について
- 3 第3期中期目標・中期計画の指標に係る学生対象のアンケート調査について
- 4 平成28年度茨城大学予算について
- 5 平成28年度一般入試（前期日程），帰国子女入試及び私費外国人留学生入試
の合格状況について

- 6 茨城大学科目等履修生、委託生、研究生に関する要項の制定について
- 7 茨城大学学生の退学、除籍、休学及び復学に関する要項の制定について
- 8 茨城大学学生交流要項の一部改正について
- 9 平成27年度後学期TOEIC一斉テスト実施結果について
- 1 0 茨城大学のダイバーシティ・男女共同参画の推進、女性活躍推進法に基づく行動計画策定、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について
- 1 1 監査室定期報告について
- 1 2 その他

議 事 概 要

I 審議事項

- 1 平成28年度国立大学法人茨城大学年度計画について
学長から、審議事項ではあるが、今回は進捗について意見交換願いたい旨の提案があり、太田副学長から資料1に基づき説明があった。

【主な意見】

- 各部局等の年度計画については、いつ頃までに提出すれば良いのか。
- 今までは新年度に入ってから各部局内で策定し、IR室等と調整しながら作成しており、期限の設定はなかった。

- 2 全学教育機構等の設置について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、伏見理事から資料2に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

- 3 全学教育機構等設置に係る規則の制定について

学長から、審議事項ではあるが、今回は進捗について意見交換願いたい旨の提案があり、伏見理事から資料3に基づき説明があった。

【主な意見】

- 全学教育機構を設置する当初の説明では、全学の教育の司令塔として設置するとしていたが、現在の大学教育センターと変わらないと思われる。共通教育部門において大学院共通教育を担うとあるが、どのような事か。
- 全学教育機構の組織の中に教育改革推進委員会等の全学委員会を設置すれば、全学教育機構が全学の教育の司令塔として役割を果たす事になるが、それらをチェックする機能が必要だと考え、全学教育機構の外側に設置した。また、大学院共通教育については、作業が遅れているが今後早急に検討していく。
- 各部局との教員組織との兼ね合いが不明確である。学野や教授会などを設置する必要性があるのか。全学教育機構で単位認定などを行う必要があるのか。
- 共通教育を行う場合は、学部の意向を受ける事になり推進できない事が懸念される。各学部の事情等があり理解は出来るので、それらを踏まえ全学教育機構に教員を配置する事が効率的だと判断した。
- 全学教育機構は教員の評価を行う、自発的に教育研究活動を行うなど大学教育全般に積極的に関わり、学野や教授会を設置する事が重要であると考え。そこが大学教育センターと大きく異なる点であると思われる。
- 学野の位置付けを整理し直さなければならない。現状では、学野は学部に置かれている教員の所属組織であるとしか明記されていない。全学教育機構に設置する学野の性格や位置付けを定義し直す必要があり、学部に置か

れている学野とは性格が異なるなどを明らかにしつつ定義をしていく。また、教授会についても、学部教授会だけが教授会という位置付けではないので、教授会の役割を明確にする事により、従来の教授会とは性格が異なるということを経位置付ける事が必要である。

- 全学教育機構の目的・役割からすると、担当教員は従来の大学教員よりも資質・能力は極めて高くならなければならない。教員組織を置くのであれば、明確な基準を満たしたうえで担当しなければならないと思われるが、そのような観点で検討されているのか。
- 全学教育機構の四部門には教員に参加していただき、全学のディプロマ・ポリシーを担保するために教員を確保する事は意図されている。重要なのは現在の教員だけではなく、エンロールメントマネジメントやPDCAサイクル等を担当する専門教員、もしくはコーディネーターを配置し機能を強化していく事である。
- 大学教育センターの人事に関して、プロジェクト教員は3年の任期付教員である。将来的に共通教育が強化される事は念頭にあったので、そのようなことに対応できるかなどを含めて人事をしている。人事委員会では言及していないが、資質として専門的な分野だけではなく、より幅の広い能力を有した教員という観点で人事をしており、大学教育センターの教員は、それらの要求に対応できる人材であると思われる。
- 全学教育機構を全学の教育の司令塔とするのであれば、共通教育と専門教育の連携ではなく役割を明確にしていただきたい。専門教育のIRについて、各学部が行うのか、或いは全学教育機構の総合教育企画部門が行うのか明確にしていきたい。

4 茨城大学における他大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等認定に関する規程の一部改正について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、伏見理事から資料4に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

5 茨城大学の教育活動における熱中症対策について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、学長から資料5に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

6 茨城大学基金の創設について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、総務課長から資料6に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

【主な意見】

- 事業内容に大学施設の充実などを含めても良いのではないか。
- 基金創設の趣旨は理解出来るが、後援会の機能や寄附金が担保されるのか危惧される。また、後援会は保護者の方との重要なコミュニケーションの側面もあり、後援会を廃止するような事は止めていただきたい。
- 教育研究助成会と後援会は会費であり、社会連携事業会は寄附である。複数の事業を基金創設によって解決出来るとは思われない。保護者と卒業生に対するものを明確に分けて考えた方が良い。全て寄附になると収入金額が見込めず、事業計画を継続的・安定的に運営が出来なくなる。それらの課題を抽出し各学部と共に議論していただきたい。
- 後援会は、保護者の方と一緒に学部の教育を考えていくという側面もあるので、保護者の方と距離があると関わり方が不明確になる。

- 後援会総会では、毎年約600名の保護者の方に来ていただきコミュニケーションをしている。その中で教育研究助成会の活動を問われる質問が多い。後援会を廃止する事は困る。
- 後援会の寄附金をキャンパス整備などに充てており、十分に意義はある。
- 各学部からのご意見は理解しているが、本会議では、茨城大学基金を創設することをご了解いただきたい。
- 基金を創設するということは、より幅広い層から本学に対して、ご支援をお願いする受け皿として基金を創設する事である。社会連携事業や後援会から寄附をいただくことは大口の寄付としてあり得るが、今ある事業の重複を避けるために基金を創設する事が一次的な目的ではなく、本来の目的は、社会から広く本学に対してご支援をいただくために基金を創設する事であり、その基金を創設するにあたり、副次的に今ある事業を整理していくのが議論の流れである。事業の重複を解消することについては、更に議論していく必要がある。

7 茨城大学と茨城町との連携協定について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、米倉副学長から資料7に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

8 教員の休職について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、佐川人文学部長から資料8に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

9 茨城大学人文学部、教育学部、理学部規程の一部改正について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、佐川人文学部長、生越教育学部長、折山理学部長からそれぞれ資料9に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

10 茨城大学大学院理工学研究科規程の一部改正について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、馬場理工学研究科長から資料10に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

11 茨城大学における教養科目に係る履修規程の一部改正について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、佐藤大学教育センター長から資料11に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

12 茨城大学学生共通規程の一部改正について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、学長から資料12に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

13 茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則の一部改正について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、財務課長から資料13に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

14 国立大学法人茨城大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の制定について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、学生生活課長から資料14に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

1 5 平成28年度執行部体制について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、学長から資料15に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

1 6 経営協議会委員について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、学長から資料16に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

1 7 その他

・ベトナム日本大学修士課程設立プロジェクトへの参加準備状況について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、尾崎理事から資料その他1に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

・文部科学省「卓越研究員」への応募について

学長から、審議願いたい旨の提案があり、尾崎理から資料その他2に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

II 報告事項

1 最近の文科省折衝について

馬場工学部長、佐川人文学部長、久留主農学部長から、資料17に基づき報告があった。

2 ファクトブック2015について

太田副学長から、資料18に基づき報告があった。

3 第3期中期目標・中期計画の指標に係る学生対象のアンケート調査について

太田副学長から、資料19に基づき報告があった。

4 平成28年度茨城大学予算について

袖山理事から、資料20に基づき報告があった。

5 茨城大学のダイバーシティ・男女共同参画の推進、女性活躍推進法に基づく行動計画策定、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について

原口学長特別補佐から、資料26に基づき報告があった。

III 監事からの意見

・茨城大学基金の創設について、昨年6月に学長へ提出しました平成26年度監事監査報告書の中で、基金の創設をご検討いただきたいと意見を述べさせていただきましたが、ご検討いただきまして感謝いたします。本日もご意見のありました課題を早急に整理していただき、創立70周年記念事業に向けて何をするのかなどを早く打ち出していただき、そのような取組みに本学が動いていることを広くアピールしていただきたい。次に、茨城町との連携協定について、協定の内容などが拡大される方向では非常に結構なことです。協定書の条文の中で、第4条の「有効期間」という文言が非常に気になります。第4条の最後に「甲・乙いずれからも何らかの申し出のないときは、有効期間はさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。」とありますが、これは事務的には極めて合理的な条文だと思いますが、今現在、本学が締結し

ている協定書の内容を全て確認してみると、ほぼ同じような文言で自動更新になっております。ところが、10年以上前に締結されたものがそのまま担当者が変わっているにも関わらず、毎年、自動更新されている状況が見受けられますので、3年もしくは5年と区切りを付けて、その成果を検証し、そのうえでさらに更新する必要があるかを十分にご検討いただき、条文に明記していただきたい。

- ・ 監事の業務として、学長が様々なIRデータに基づき経営判断、或いは運営上の判断が出来ているかを注目する業務があります。その様な意味で、本学におけるIR機能の強化状況を普段から注目しております。本日の会議にありましたファクトブック2015に関連して、B部分の中期目標・計画に沿って掲げた、数値目標および指標についての経年変化を表示する予定である、また、業務システムでリアルタイム表示を行うべく構築中とありますが、それらについては実現していただきたい。このような事が実現出来れば、第3期中期目標・中期計画への対応、或いは年度計画への対応もしやすくなると思われまますし、大学執行部だけではなく、各部局の執行部におかれてもIRデータに基づく判断が出来ますので、非常に対応しやすくなるかと思われまます。

IV その他

教育研究評議会会議資料の公開について

学長から、資料の公開について、以下のとおり確認があった。

非公開：資料8 それ以外は全て公開する。

次回 臨時教育研究評議会開催 3月25日（金）10時から